

交通関係規定

群馬県立前橋南高等学校

1 二輪車免許取得について

- ア 免許取得については、原動機付自転車のみとする。以下原動機付自転車は、原付とする。
- イ 1年生の春休み以降とするが、授業中は、除く。（理由：年齢の統一性と進級確定後）
- ウ 「原付免許取得届」を生徒・保護者連署のうえ、ホームルーム担任を通じて、生徒指導部に提出する。無断では取得しないこと。

2 原付通学利用について

- ア 自宅から最寄りの交通機関までおおよそ10km程度、または、人家・外灯がなく、急勾配等で危険な地域を通学しなければならない者とする。
- イ 部活動・生徒会活動に積極的に取り組んでいること。
- ウ 原付の利用で、学校生活に支障をきたさないこと。
- エ 「原付通学使用願」を生徒・保護者連署のうえ、ホームルーム担任を通じて、生徒指導部に提出する。
- オ 原付通学使用許可については、学年及び生徒指導部で審議し、校長が許可する。
- カ 校長の許可後、保護者を召喚し、「誓約書」を受理、原付通学許可証を発行し、鑑札を交付する。

3 通学について

- ア 通学に利用する場合は、最寄りの公共交通機関までとし、原付は、50cc以下のスクーター型とする。学校までのバイク通学は、不可。
- イ 部活動及び学校行事への利用については、一切認めない。
- ウ 乗車時にはヘルメットを着用すること。
- エ バイクの貸借はしないこと。
- オ 二人乗りをしないこと。
- カ バイク通学の際「原付通学許可証」を携帯し、使用車両に鑑札を貼付すること。
- キ 当該車両は自賠責保険及び、任意保険に加入すること。
- ク 事故等の責任は、本人ならびに保護者が全て負うこと。
- ケ 道路交通法・交通道德・学校の指導規定を遵守すること。
- コ 学業に専念し、不振科目をつくらないこと。
- サ 自他の生命・人格を尊重すること。
- シ 自己の健康管理と、バイクの整備を怠らないこと。

附則

- * 道路交通法に違反した者は、別途指導を検討する。
- * 本規定に違反した者・特別指導を受けた者は、通学許可の一時停止・取り消しを含め指導する。

平成27年 7月 6日付 改訂